

①投資財政計画の作成

公共料金としての安定性、長期間設定による予測の不確実性を考慮し、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行う必要がある。そのため、下水道使用料の検証にあたって令和9年度～令和13年度までの投資財政計画を作成。



②使用料算定期間の設定

投資財政計画を考慮し、使用料算定期間を設定（一般的には3～5年程度が適当）。



③収支過不足の確認、改定する際の目標設定

不足額から使用料の改定に必要な金額を把握。



④使用料体系の検討

改定に必要な金額に合わせて、使用料体系の検討及び改定率を決定。

【前提条件】

○独立採算制

下水道事業による経費についてはその収入によって賄う。

○雨水公費・汚水私費

雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。

○公共下水道事業を基準に下水道使用料を算定

農業集落排水事業は公共下水道事業の使用料と同額とし、その不足分は一般会計から繰入を行っているため。

【将来の経費を見込む際に利用する指標】

○第3期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（R7.3月）

人口減少による下水道使用料収入の減少などを見込むため、処理区域内人口の算定のために「住民基本台帳人口に基づく古賀市の将来人口推計」を使用。

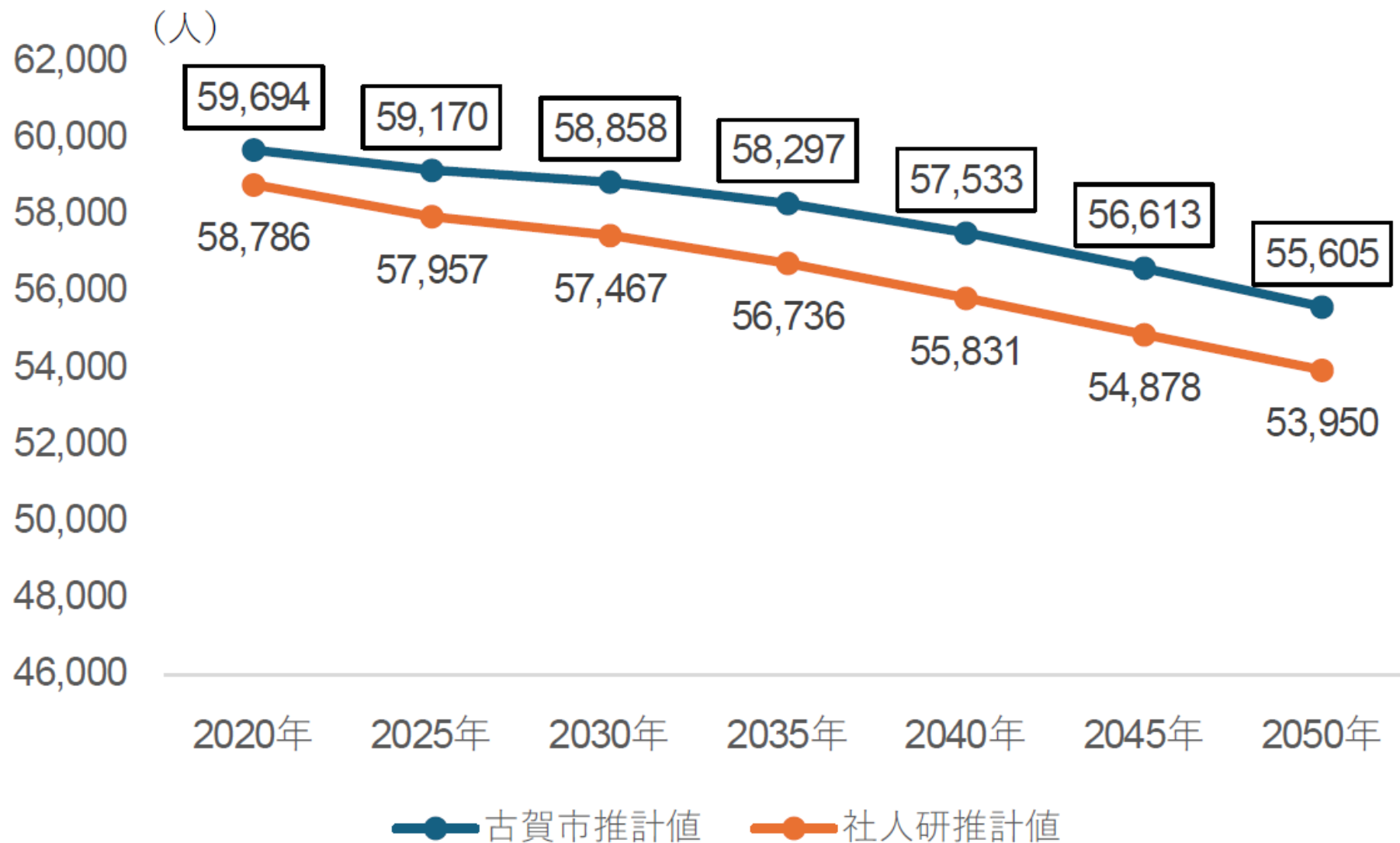
○中長期の経済財政に関する試算（R8.1.22公表）

内閣府が年2回（1月・7月頃）経済財政諮問会議へ提出する今後10年間程度の日本の経済成長や財政収支（プライマリーバランス）の見通し。いくつかのケースに分けて試算されているが、特別な政策改革を行わず、直近の景気循環が将来も続く前提のシナリオである「過去投影ケース」を使用して、消耗品費などの経費を見込む。

○その他

近年、急速に物価や借入利率などが上昇している状況にあるが、過度に経費を見込みすぎないように注意して推計を行う。

図 3-16 住民基本台帳人口に基づく古賀市の将来人口推計



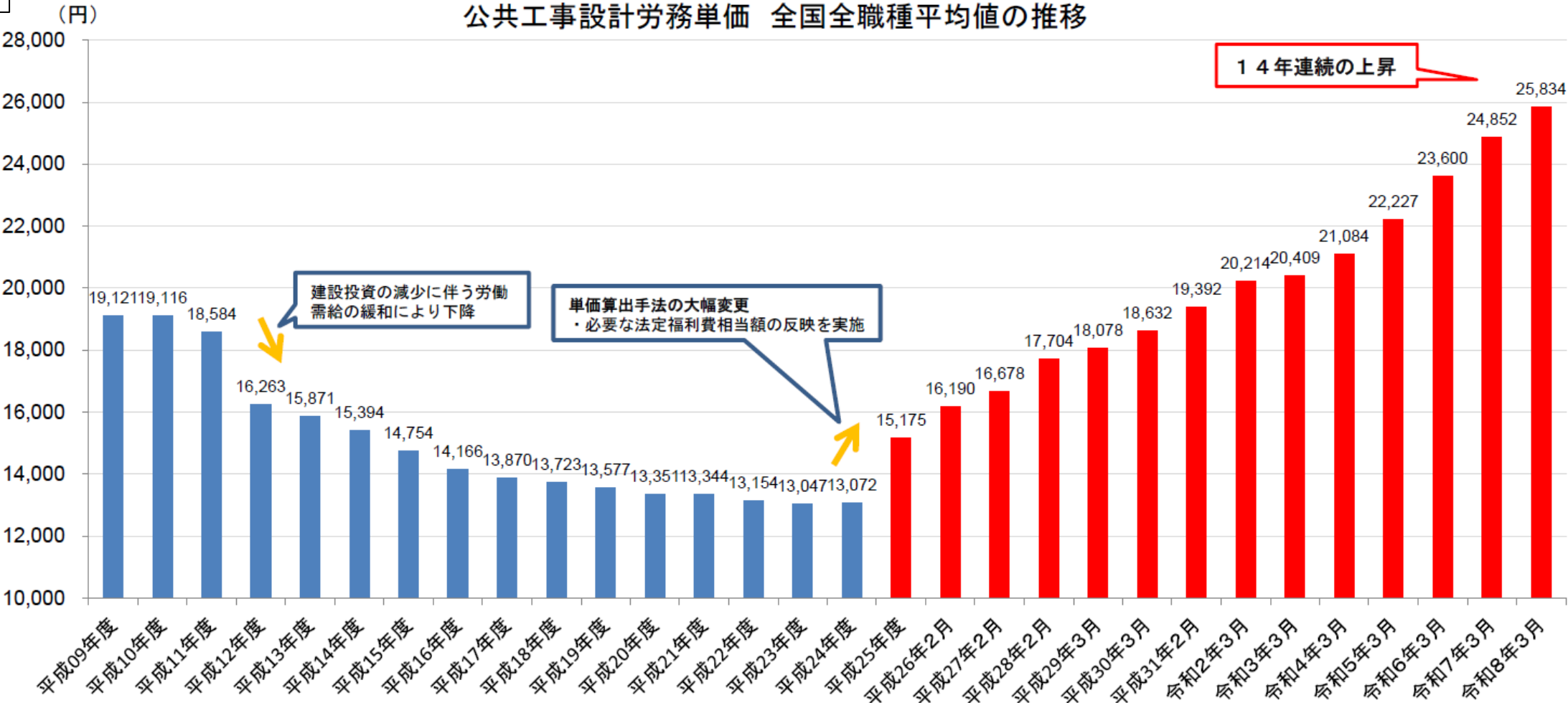
1.主要計数表

過去投影ケース

(％程度)、兆円程度

年 度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
潜在成長率	(0.5)	(0.6)	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.4)
実質GDP成長率	(0.5)	(1.1)	(1.3)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.4)
名目GDP成長率	(3.7)	(4.2)	(3.4)	(1.6)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.1)	(1.1)
名目GDP	642.4	669.2	691.9	703.1	711.9	720.5	729.2	737.9	746.6	755.2	763.5	771.7
1人当たり実質GDP成長率	(0.9)	(1.5)	(1.8)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
賃金上昇率	(3.2)	(3.2)	(3.2)	(1.6)	(1.5)	(1.4)	(1.3)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)
完全失業率	(2.5)	(2.5)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.6)	(2.6)	(2.6)	(2.6)
消費者物価上昇率	(3.0)	(2.6)	(1.9)	(1.4)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)
GDPデフレーター変化率	(3.2)	(3.1)	(2.0)	(1.1)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)
名目長期金利	(1.1)	(1.7)	(2.1)	(2.1)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.9)	(1.8)	(1.8)	(1.7)
国・地方の基礎的財政収支(対名目GDP比)	(▲1.8)	(▲1.0)	(▲0.1)	(0.6)	(0.9)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.8)
国・地方の公債等残高(対名目GDP比)	(193.5)	(192.8)	(186.6)	(185.1)	(184.4)	(184.2)	(184.1)	(184.3)	(184.8)	(185.4)	(186.3)	(187.5)

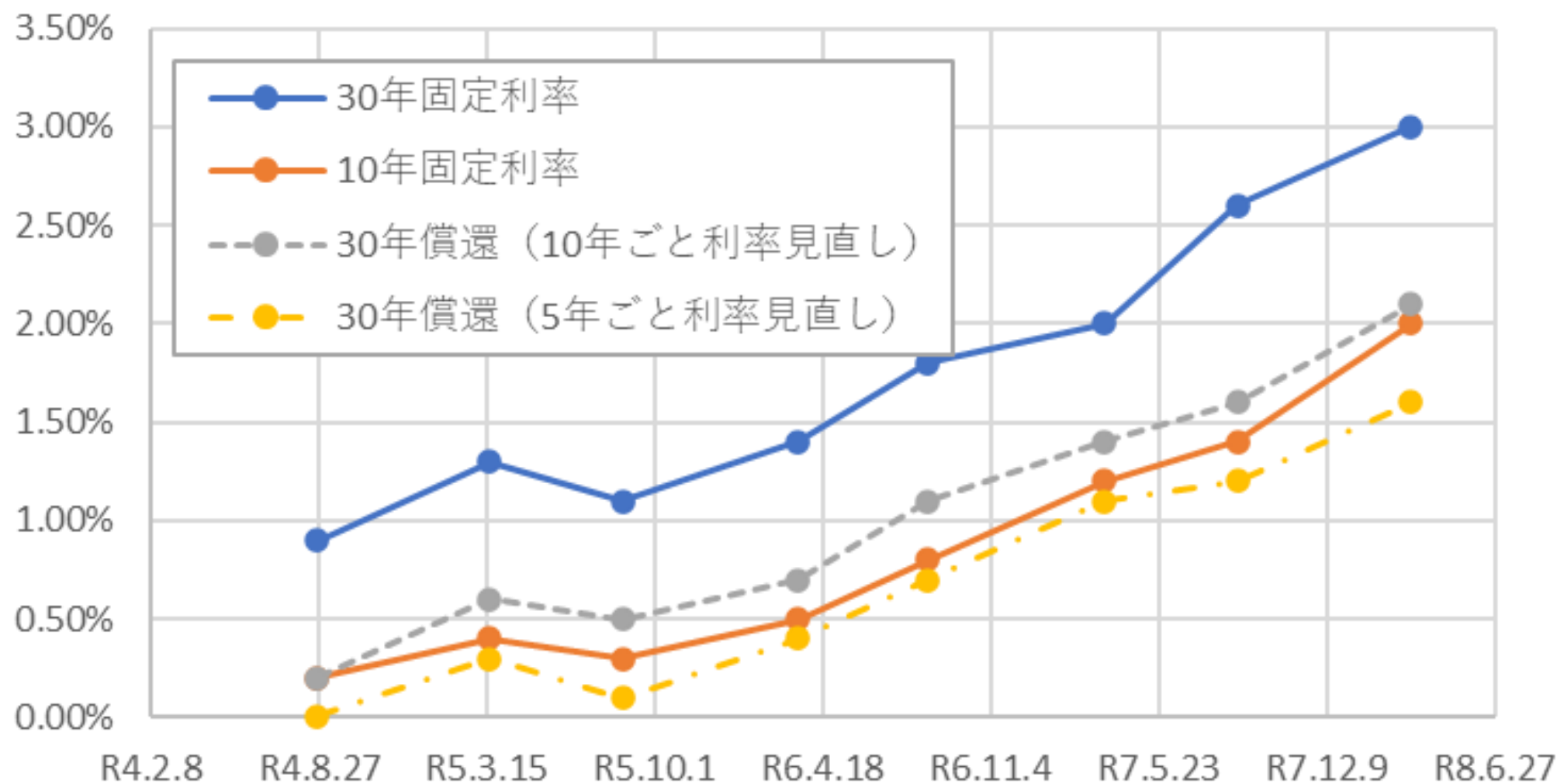
参考資料：「中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）」（内閣府）



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

地方公共団体金融機構の利率の推移



○（公下・3条予算）収益的収入（単位：千円（税抜き））

推計（使用料算定期間）

		決算見込	推計	推計（使用料算定期間）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
下水道事業収益		2,003,429	1,898,804	1,906,687	1,888,952	1,849,812	1,830,149	1,819,272
	営業収益（税抜き）	1,278,724	1,191,179	1,206,558	1,219,108	1,230,760	1,244,507	1,255,333
	下水道使用料	960,257	961,643	964,916	964,445	963,919	963,338	962,702
	雨水処理負担金	317,340	228,262	240,368	253,389	265,567	279,895	291,357
	その他	1,127	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274
	営業外収益（税抜き）	724,502	707,525	700,029	669,744	618,952	585,542	563,839
	他会計補助金	10,584	10,663	11,215	11,817	12,454	13,098	13,584
	長期前受金戻入	713918	696862	688814	657927	606498	572444	550255
	特別利益（税抜き）	203	100	100	100	100	100	100

下水道使用料：人口推計などから汚水排出量の見込みを算定し、推計。

雨水処理負担金：過去の収益的支出における汚水と雨水の経費割合から推計した割合を、推計した収益的支出にかけて雨水処理に要する経費を推計。

その他：指定工事店手数料などのため、直近3か年の平均値を計上。

他会計補助金：特別な企業債の償還利子などが対象。

長期前受金戻入：固定資産台帳をもとに、算定期間に実施した改良工事などを随時追加。

特別利益：下水道使用料の過年度分の調定更正による増額のみを過去の状況から推計。

○（公下・3条予算）収益的支出（単位：千円（税抜き））

推計（使用料算定期間）

		決算見込	推計	推計（使用料算定期間）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
下水道事業費用		1,920,008	1,958,033	1,920,123	1,933,440	1,916,216	1,931,425	1,945,546
営業費用（税抜き）		1,760,308	1,760,341	1,783,282	1,789,630	1,759,455	1,759,845	1,768,952
	管渠費	21,413	27,876	28,687	29,467	30,215	30,929	31,607
	ポンプ場費	40,314	42,455	43,847	44,963	46,040	47,070	48,052
	処理場	483,060	502,140	507,772	512,689	522,164	534,359	544,605
	一般管理費	61,025	63,120	64,700	75,299	66,949	67,416	69,103
	減価償却費	1,154,496	1,124,750	1,138,276	1,127,212	1,094,087	1,080,071	1,075,585
営業外費用（税抜き）		115,970	125,916	136,811	143,780	156,731	171,550	176,564
	支払利息	115966	125916	136811	143780	156731	171550	176564
	その他	4	0	0	0	0	0	0
特別損失（税抜き）		43,730	71,776	30	30	30	30	30
	一般会計繰入金精算支出	43,605	71,746	0	0	0	0	0
	その他	125	30	30	30	30	30	30

管渠費など：過去の状況から推計した基準額に、推計した労務単価や企業物価の上昇率などをかけて推計。

減価償却費：固定資産台帳をもとに、算定期間実施した改良工事などを随時追加。

支払利息：企業債台帳をもとに、算定期間の新たな借入分に推計した利息をかけて推計。

特別損失：下水道使用料の過年度分の調定更正による減額のみを過去の状況から推計。

○（公下・3条予算）収益的収支（単位：千円（税抜き））

	決算見込	推計	推計（使用料算定期間）				
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①経常収益	2,003,226	1,898,704	1,906,587	1,888,852	1,849,712	1,830,049	1,819,172
②経常費用	1,876,278	1,886,257	1,920,093	1,933,410	1,916,186	1,931,395	1,945,516
③翌年度一般会計繰入金返還金	71,746	0	0	0	0	0	0
①－②－③	55,202	12,447	△ 13,506	△ 44,558	△ 66,474	△ 101,346	△ 126,344

経常収益：営業収益＋営業外収益

経常費用：営業費用＋営業外費用

※ 一般会計繰入金の清算を行っているため、翌年度に返還金が発生している。令和7年度、令和8年度との推移をわかりやすくするため、経常収益から経常費用と翌年度の返還金を除いた実質的な経常収支を表示。



- ・赤字額は令和9年度以降、上昇。
- ・5年平均で70,466千円／年の赤字。

○（公下・4条予算）資本的収支（単位：千円（税抜き））

推計（使用料算定期間）

		決算見込	推計					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
①資本的収益		1,289,757	1,443,626	1,218,898	1,275,614	1,274,537	1,159,802	1,266,005
	企業債	891,300	1,128,000	899,600	967,200	971,200	926,800	1,063,300
	他会計補助金	110,339	104,626	98,203	86,145	79,917	66,557	58,763
	他会計借入金	23,390	54,000	83,500	84,100	84,700	27,200	27,700
	国庫補助金	245,617	145,000	125,595	126,169	126,720	127,245	104,242
	工事負担金	19,111	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②資本的支出		1,773,040	1,940,194	1,890,773	1,952,857	1,957,185	1,799,947	1,872,161
	建設改良費	990,312	1,142,771	1,081,316	1,155,314	1,160,833	1,070,459	1,187,276
	企業債償還元金	779,821	793,581	805,045	792,087	789,277	720,664	674,230
	他会計借入金償還元金	2,907	3,842	4,412	5,456	7,075	8,824	10,655
①－②		△ 483,283	△ 496,568	△ 671,875	△ 677,243	△ 682,648	△ 640,145	△ 606,156

企業債、他会計借入金、国庫補助金：建設改良費から国庫補助金の見込みを算定し、残額を企業債などで見込む。

他会計補助金：特別な企業債の償還元金などが対象。

工事負担金：受益者負担金など。過去の状況から推計。

建設改良費：過去の状況と今後の工事予定から推計。

企業債償還元金、他会計借入金償還元金：支払利息と同様に推計。

①－②：資本的収支の赤字額。収益的収支の利益など（補填財源）から賄う必要がある。

○（公下・4条予算）資本的収支（単位：千円（税抜き））

	決算見込		推計（使用料算定期間）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	483,283	496,568	671,875	677,243	682,648	640,145	606,156
補填財源	501,886	501,322	506,017	524,713	543,270	559,928	591,340
損益勘定留保資金	440,578	446,491	454,216	469,285	487,589	507,627	534,378
消費税及び地方消費税資本的収支支弁調整額	61,308	54,831	51,801	55,428	55,681	52,301	56,962
補填財源不足額	18,603	4,754	△ 165,858	△ 152,530	△ 139,378	△ 80,217	△ 14,816

損益勘定留保資金：減価償却費や長期前受金戻入など、帳簿上は計上されているが実際にはお金の移動がなく手元に現金として残っているお金。

消費税及び地方消費税資本的収支調整額：

消費税は最終的な還付または支出を収益的収支で行っている。しかしながら、資本的収支は改良工事などで支払う消費税の方が資本的収入で受け取る消費税よりも大きくなる。そのため、資本的収支で還付されるはずだった消費税を補てん財源として活用することができる。



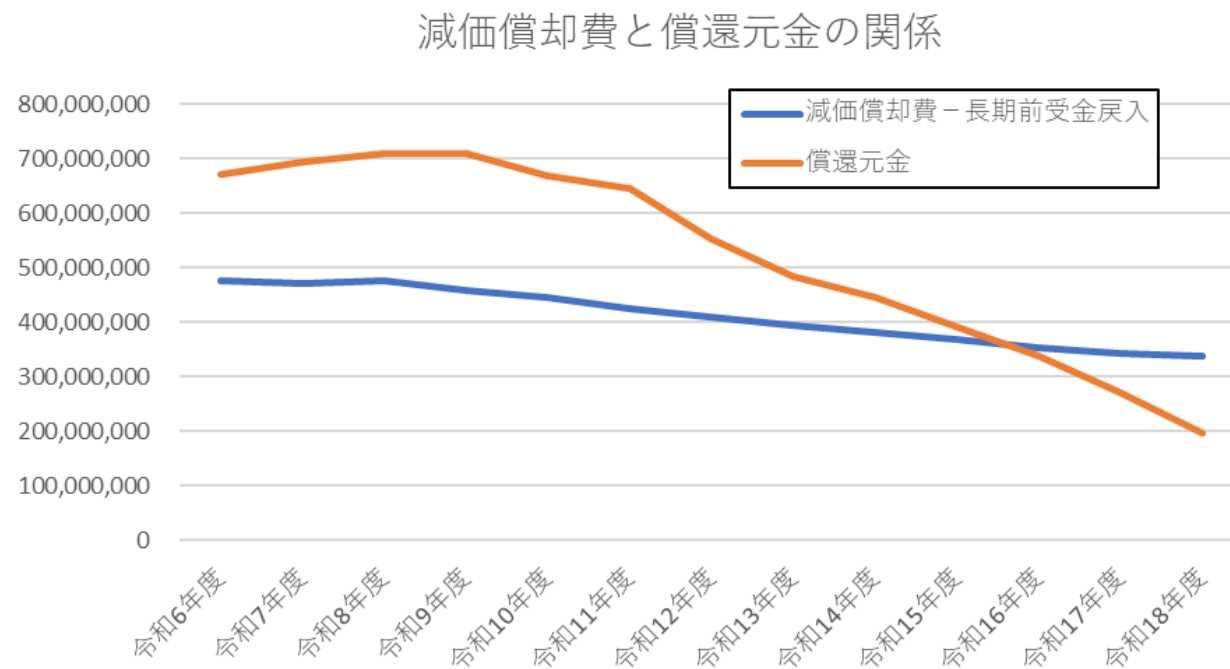
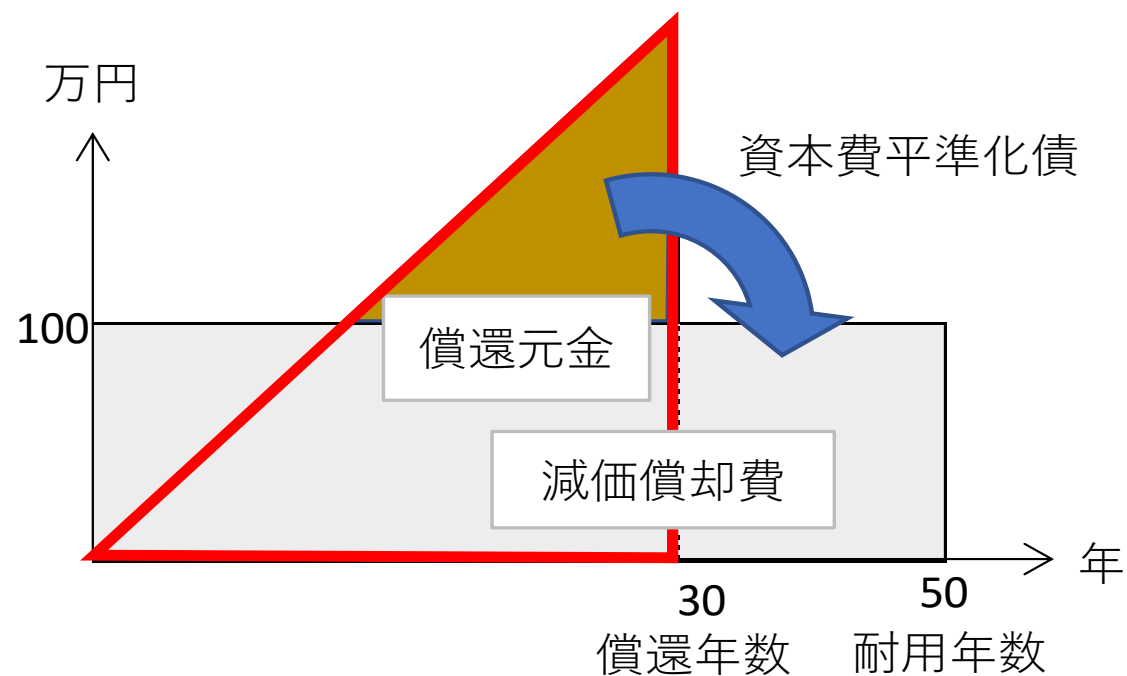
- ・ 令和 9 年度以降、徐々に減額していくが補填財源が不足し、令和9年度～令和13年度の累計で 552,799千円の不足が生じる見込み。
- ・ 令和 6 年度から令和 8 年度も補填財源が不足しており、資本費平準化債を借入。その元利償還金を使用料の算定に盛り込むことで将来世代との負担の公平を図った。

参考 資本費平準化債

資本費平準化債とは・・・

施設の寿命が来る前に借入金の返済だけが終了することによるズレを解消するための企業債。

資本的支出の企業債償還元金は、収益的収支の減価償却費と長期前受金戻入の差額で賄うことが基本となるが、例えば下水道管の耐用年数が50年となっている一方で、企業債の償還年数は基本的に30年までとなっている。このズレにより、資本的支出が減価償却費等を上回り補填財源が不足してしまう。その不足分を資本費平準化債により賄うことができる。



②使用料算定期間の設定

- 収益的収支の赤字額は増加傾向にある。
 - 補てん財源の不足額は減少傾向にある。
 - 令和14年度より水再生センターの再構築に係る工事が本格的に開始。それに合わせて水再生センターの包括的民間委託※についても検討。包括的民間委託となれば、委託料がさらに数千万円増額となる可能性がある。
- ※包括的民間委託：受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、個別に発注していた複数の業務や施設管理を包括的に委託すること。



使用料算定期間：5年（令和9年度～令和13年度）

③収支過不足の確認、改定する際の目標設定

○収益的収支

(単位：千円)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	平均
収益的収支不足額	13,506	44,558	66,474	101,346	126,344	70,446

○資本的収支

(単位：千円)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
補填財源不足額	165,858	152,530	139,378	80,217	14,816
資本費平準化債借入額	160,000	150,000	130,000	80,000	0

【資本費平準化債の元利償還金】
30,000千円/年

※20年償還（据置1年）、5年ごとの利率見直しによる借入で推計。

【単年度あたり収支不足額】
100,000千円/年

④使用料体系の検討

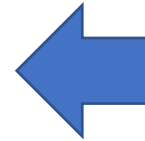
○現状における下水道使用料の見込額と平均改定率

(千円)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	平均
下水道使用料（見込額）	964,916	964,445	963,919	963,338	962,702	963,864



【単年度あたり収支不足額】
100,000千円/年



【改定率】10%

○下水道使用料算定における需要家費、固定費、変動費について

下水道事業における使用料対象経費のうち、需要家費及び固定費を基本使用料とすることが望ましいとされているが、下水道事業の場合、費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占めるため、収入に占める基本使用料収入の割合を3割程度としているのが実態となっている。

需要家費：汚水排出量に関係なく、使用者数に対応して増減する経費（使用料徴収関係経費）

固定費：汚水排出量や使用者数に関係なく、施設の規模に応じて固定的に必要となる経費（資本費、人件費など）

変動費：汚水排出量に対応して増減する経費（動力費、薬品費など）



古賀市の下水道使用料における基本料金収入の割合が3割となっていることから、引き続き基本使用料収入の割合を維持したまま、全ての単価を改定率に合わせて増額改定する。

○改定による下水道使用料の変化

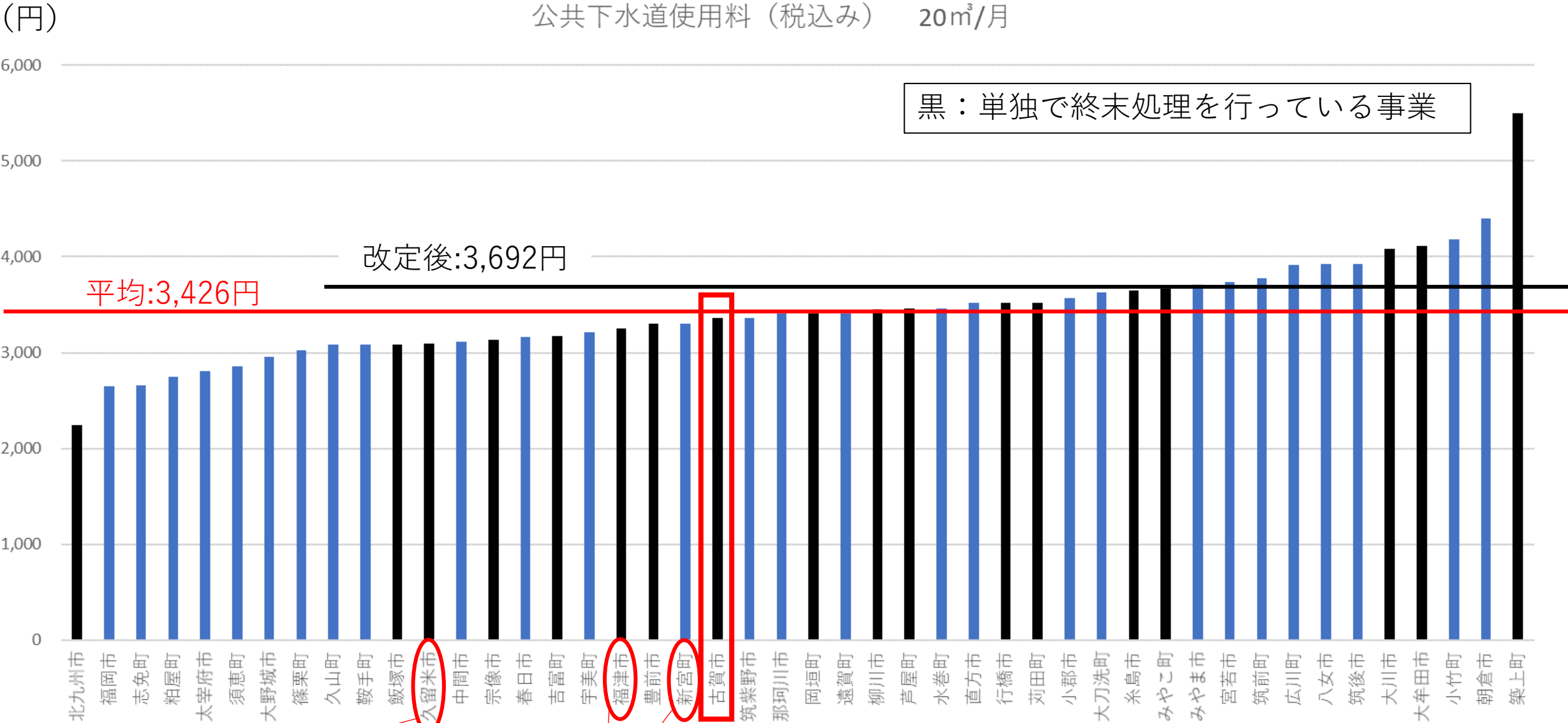
【使用料単価の比較（税抜き）】

		現行	10%改定
基本料金(円)		1,108	1,219
従量料金(円/㎡)			
	0～8㎡以下	10	11
	9～10㎡以下	132	145
	11～20㎡以下	160	176
	21～30㎡以下	190	209
	31～50㎡以下	199	219
	51～100㎡以下	213	234
	101～500㎡以下	230	253
	501～1,000㎡以下	239	263
	1,001㎡～	242	266

【排出量別の使用料比較（税抜き／月）】

汚水排出量（㎡）	改定前（円）	改定後（円）	増加額（円）	改定率
0	1,108	1,219	111	10%
1	1,118	1,230	112	10%
2	1,128	1,241	113	10%
3	1,138	1,252	114	10%
4	1,148	1,263	115	10%
5	1,158	1,274	116	10%
6	1,168	1,285	117	10%
7	1,178	1,296	118	10%
8	1,188	1,307	119	10%
9	1,320	1,452	132	10%
10	1,452	1,597	145	10%
15	2,252	2,477	225	10%
20	3,052	3,357	305	10%
25	4,002	4,402	400	10%
30	4,952	5,447	495	10%
50	8,932	9,827	895	10%
100	19,582	21,527	1,945	10%
500	111,582	122,727	11,145	10%
1,000	231,082	254,227	23,145	10%
1,500	352,082	387,227	35,145	10%

○（公下）県内自治体との下水道使用料比較（１）



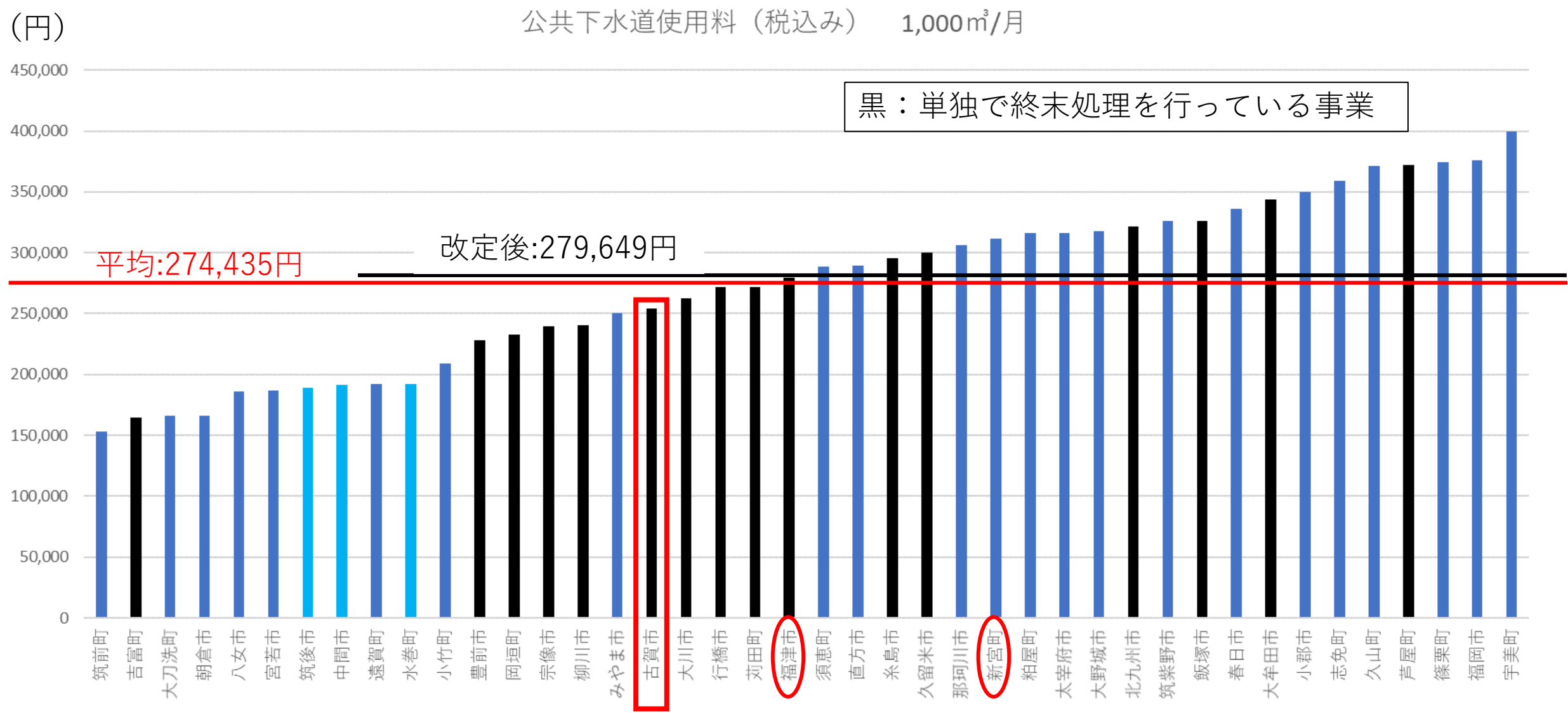
令和7年度（改定） 9.96%

令和7年度（答申） 18.3%
令和7年度（答申） 23%

現行

※地方公営企業決算状況調査（令和6年度決算）より

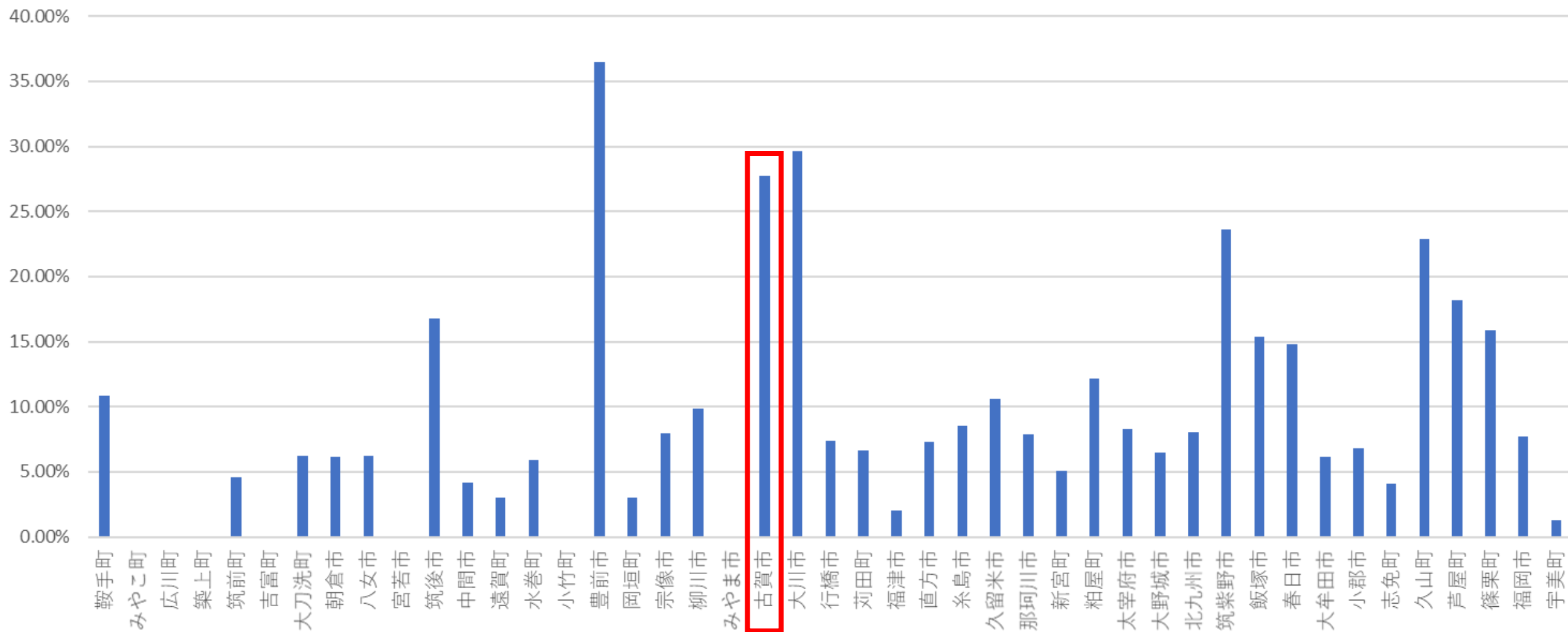
○（公下）県内自治体との下水道使用料比較（2）



現行

※地方公営企業決算状況調査（令和6年度決算）より
（鞍手町などの金額が0円となっていた自治体を除く）

有収水量全体における下水道使用料徴収1件あたり1,001m³以上の水量の割合



※地方公営企業決算状況調査（令和6年度決算）より
（須恵町を除く）